

教育振興基本計画（第2期）策定方針について

1 趣旨

教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定により地方公共団体が教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされており、現行の石巻市教育振興基本計画（以下「第1期計画」と表記。）は、対象期間を平成29年度から令和3年度までの5年間として、平成29年3月に策定した。

第1期計画が令和3年度までであることから、近年の教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来を見据えた新たな教育課題に対応するため、次期計画を策定する。

2 計画の対象期間（案）

令和4年度から令和8年度まで（5年間） ※第1期計画同様

3 計画の対象 ※第1期計画同様

- ・ 幼児及び児童生徒を対象とした、幼稚園、小・中・高等学校における教育活動
- ・ 幼児及び児童生徒を対象とした家庭における教育活動
- ・ 地域における学習、文化・スポーツに関する教育活動

4 第1期計画の構成との変更点

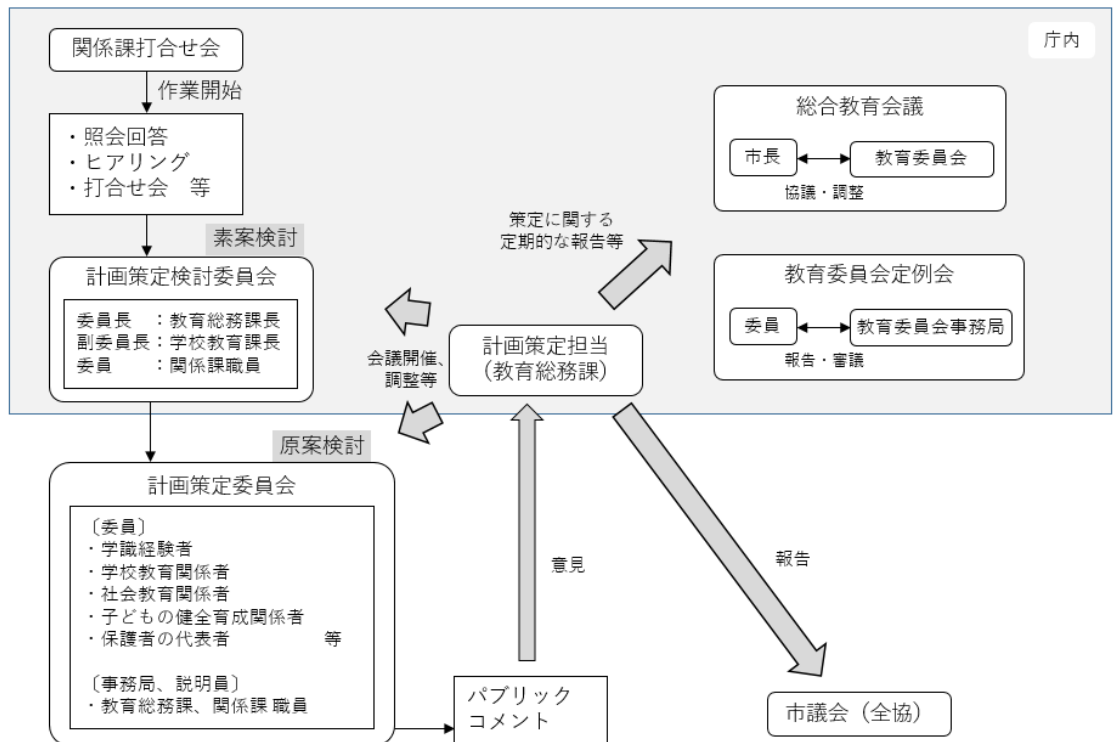
- ・ 第1期計画の検証を加える。
- ・ ESDの文章表記を加える。
- ・ SDGsの関連表記を加える。

5 策定スケジュール、検討体制等

(1) 策定スケジュール

- ・ 令和2年度中は、関係課への照会回答、ヒアリング、打合せ会議等で計画案を作成する。計画案作成に当たっては、第1期計画の評価を踏まえ、関係課に検討するよう促し、意見等を集約する。
- ・ 令和3年5月以降、庁内会議2回、外部委員を含めた会議を5回程度開催する。
- ・ 会議により検討した原案を作成後、パブリックコメントを実施し、市議会全員協議会において計画の策定について報告する。
- ・ 総合教育会議及び教育委員会の会議において定期的に進捗状況等を報告する。
- ・ 令和4年3月の計画策定（令和4年教育委員会第3回定例会）予定とする。

(2) 検討体制等イメージ（委員会の構成は、第1期計画策定時のもの）



6 教育等の振興に関する施策の大綱の取扱い

- ・教育等の振興に関する施策の大綱（以下「大綱」と表記。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、首長が定めるもの。
- ・本市の大綱の対象期間は、平成30年度から令和3年度まで。
- ・宮城県においては、平成27年度から平成28年度までの大綱を策定後、次期大綱はつくらず、第2期教育振興基本計画をもって大綱に代えることとした。（教育振興基本計画その他の計画をもって大綱に代えると判断した場合は、大綱を策定する必要はないとされている。）
- ・本市の次期大綱についても、教育委員会としては、宮城県同様、新たな大綱は策定せず、「第2期石巻市教育振興基本計画」をもって大綱に代える方向で市長部局と協議し、令和3年度の総合教育会議で了承を得るよう進める。

7 石巻市教育振興基本計画実施計画について

- ・石巻市教育振興基本計画策定と同時期に完成するよう、令和3年7月以降、石巻市総合計画実施計画の作成時期にあわせ作成を開始する。